

兵庫県公立大学法人に係る評価の基本方針

平成 26 年 3 月 7 日決定

令和 3 年 4 月 1 日改正

令和 5 年 4 月 1 日改正

令和 6 年 4 月 1 日改正

兵庫県公立大学法人評価委員会

兵庫県公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が、兵庫県公立大学法人（以下「法人」という。）の評価を行うに当たり、以下の方針に基づき実施するものとする。

1 評価の目的

評価委員会が行う評価は、法人の業務運営の自主的、継続的な見直し、改善を促し、法人の業務の質の向上、業務運営の効率化、透明性の確保に資することを目的とする。

2 評価に当たっての基本的な考え方

- (1) 評価を通じて、大学の教育研究及び法人運営の進捗状況等を分かりやすく示し、県民への説明責任を果たしていくものとする。
- (2) 次期の中期目標・中期計画、法人の組織並びに業務運営の見直し検討に資するものとする。
- (3) 公立大学法人を取り巻く環境の変化のほか、国立大学法人にかかる評価の動向を踏まえ、必要に応じて評価方法等を見直すこととする。

3 評価の方法

(1) 中期計画の進捗確認等

業務実績等報告書の提出を受けない年度において、前年度末時点までの中期目標の期間における業務の実績（中期計画の進捗状況）を法人自ら確認した結果について、業務実績等報告書に準じた様式等により報告を受ける。

また、各事業年度の事業計画、財務諸表等について報告を受け、法人の業務運営の状況を把握する。

(2) 見込評価及び期間評価

ア 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度終了後に中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価（以下、「見込評価」という。）、イ 中期目標期間の最後の事業年度終了後に中期目標の期間における業務の実績に関する評価（以下、「期間評価」という。）を実施するものとし、それぞれ「項目別評価」と「全体評価」により行う。

ア 見込評価

- (ア) 法人の自己点検・評価に基づき、主として中期目標の達成に向けた業務の進捗状況を確認する観点から行い、これを通じて中期目標の残存期間に法人の業務運営、予算、人事等の改善・充実が適切に進められるよう留意する。
- (イ) 教育研究の状況については、その特性に配慮し、認証評価機関の評価を踏まえて行うものとする。
- (ウ) 評価結果を踏まえ、必要に応じ、業務運営の改善等について法人に対して勧告するものとする。
- (エ) 評価基準等の詳細については、別途定めるものとする。

イ 期間評価

- (ア) 法人の自己点検・評価に基づき、中期目標の達成に向けた業務の進捗、達成状況を確認する観点から行う。
- (イ) 教育研究の状況については、その特性に配慮し、認証評価機関の評価を踏まえて行うものとする。
- (ウ) 評価結果を踏まえ、必要に応じ、業務運営の改善等について法人に対して勧告するものとする。
- (エ) 評価基準等の詳細については、別途定めるものとする。

4 評価に当たっての留意事項

- (1) 評価に関する作業が法人の過重な負担とならないよう配慮する。
- (2) 評価結果を決定するに当たっては、評価の透明性・正確性を確保するために、法人に意見の申立ての機会を与える。

5 評価結果の活用

- (1) 法人は、評価結果を踏まえて、組織や業務運営等の改善に取り組む。
- (2) 法人の業務継続の必要性及び組織のあり方等に関する検討、次期中期目標及び次期中期計画の策定の際には、法人が自ら確認した各年度の進捗結果を活用する。
- (3) 次期中期目標及び次期中期計画の策定に関して、評価委員会が意見を述べる際には、法人が自ら確認した各年度の進捗結果を活用する。

6 中期計画の進捗状況について

- (1) 中期計画の進捗状況確認の目的等

ア 実施内容

見込評価及び期間評価（以下「法定評価」という。）を効果的・効率的に実施す

7 その他

本基本方針については、評価の実施結果等を踏まえ、必要に応じ、評価委員会での協議を経て見直すものとする。